

令和7年度大雨災害
金沢市被災中小企業復旧支援事業補助金実施要領

令和7年8月発生の大雨により被害を受けた中小企業者が実施する、
施設・設備の修繕及び設備購入、清掃や消毒に要した経費に対し、補助金を交付するものです。

対象者

令和7年8月の大雨で被災した、金沢市内に本社または事業所を有する中小企業者・小規模企業者等

申請方法及び提出先

- 金沢市商工労働課の窓口で申請
- 郵送による申請
住所: 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市役所 商工労働課
- Eメールによる電子申請
Eメール:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

注意事項

10月実施予定の、**石川県の施設・設備等の復旧を支援する補助制度**とは併用できません。
ただし、消毒・清掃に要した経費については石川県の補助制度と併用可能です。

補助対象者

以下の(1)(2)の両方を満たす

- (1)令和7年8月大雨で被災した、**金沢市内に本社または事業所を有する中小企業者・小規模企業者**
 (2)令和7年8月大雨で被災し、市が発行する**被災証明書・り災証明書等の交付を受けた者**

※個人事業主も申請可能です。

※基準は以下のとおり

業種	中小企業者の範囲
製造業、その他の業種	資本金の額または出資の総額が 3億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 300人以下 の会社及び個人
卸売業	資本金の額または出資の総額が 1億円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小売業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 50人以下 の会社及び個人
サービス業	資本金の額または出資の総額が 5千万円以下 の会社 または、常時使用する従業員の数が 100人以下 の会社及び個人
小規模企業者の範囲	おおむね常時使用する従業員の数が 20人以下 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)の場合は 5人以下

業種の判断について

商品・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	「他社から仕入れた商品を販売する(=他社が生産したモノに付加価値をつけることなくそのまま販売する)事業」、「在庫・代替性のない価値(=個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値)を提供する事業」 ※自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売るのは「製造業その他」に分類
宿泊業・娯楽業	「宿泊を提供する事業(また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる)」、「映画、演劇その他の興業及び娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業」
製造業その他	「自社で流通性のあるモノ(ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む)を生産する事業、他社が生産したモノを加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業(在庫性のある商品を製造する事業)」 なお、定義に当てはめることが難しい事業(建設業、運送業等)や区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は「製造業その他」として、従業員基準を用いる。

常時使用する従業員について

本補助金では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・ 会社役員(従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- ・ 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・ 育児休業中、介護休業中、傷病休業中または休職中の社員(申請時点で)
- ・ 以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
 - ① 日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)
 - ② 所定の労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

※ 通常の従業員

本補助金における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合は、フルタイムの期間的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員(1日または1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、通常の従業員の3/4以下である)はパートタイム労働者とします。

- 本社が市外にある場合は、主たる事業所が市内にあること
※事業所とは、従業員を配置して事業活動を行っている支店・支社・営業所等のこと
- 補助対象者の(1)(2)を満たす場合でも、次の①～⑩のいずれかに該当する場合は対象外
 - ① 次のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)である場合
 - a. 発行済株式の総数または出資金額の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している
 - b. 発行済株式の総数または出資金額の総額の2/3以上を大企業が所有している
 - c. 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている
 - ② 市税の滞納、国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったこと
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど)及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
 - ④ 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員または事業所の代表をいう。以下同じ)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」)であると認められるとき
 - ⑤ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑥ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - ⑦ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ⑧ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ⑨ 下請契約または資材、原材料の購入契約またはその他の契約にあたり、その相手方が上記④から⑧までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ⑩ 主たる事業所等の金沢市外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき

補助対象経費

- ① 中小企業者等の施設・設備であって、令和7年8月大雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、事業復旧に不可欠な施設・設備の復旧等
- ② 令和7年8月大雨により必要となった中小企業者等の施設・設備に対する清掃や消毒に要する経費

事例	内容
①施設・設備の復旧事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災施設(事務所、工場、事業場、店舗、倉庫その他の建物及び工作物)の修繕 ・ 専ら事業の用に供する被災設備(機械設備、照明等電気設備、空調設備等)の修繕 ・ 被災設備の入れ替えのための被災設備と同程度の機能を有する設備の購入 <p>※自宅等の事業に関係のない施設・設備は補助対象外</p> <p>※被災施設の建替は対象外</p>
②消毒や清掃の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災施設の床、壁面、扉等の消毒・清掃費用 ・ 被災設備の外部、内部の消毒・清掃費用 ・ 処分・撤去に係る費用

- ・ 製品、半製品、原材料等の棚卸資産の損失等を補填するものは対象になりません。
- ・ 補助対象経費は災害発生日まで遡及可能です。
- ・ 補助対象経費に計上している経費項目において、当該項目に対し令和7年8月6日の大雨被害を受けた事業者に支払われる保険金の額は、補助対象経費から控除してください。
- ・ 経費の支払方法は、なるべく銀行振込をご利用ください。また、電子マネー、手形・小切手は対象外となります。
- ・ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- ・ 中古品の購入は、金額に関わらず、形式および年式が記載された中古品小売業者(個人からの購入や(インターネット)オークションによる購入は不可)から相見積を取得している場合のみ対象とします。

主な補助対象外経費

- ① 補助事業の目的に合致しないもの
- ② 施設・設備の復旧、清掃・消毒に関連のない災害復旧に係る費用
- ③ 被災時に存在しなかった施設や設備等に係る経費
- ④ 令和7年8月の大震災により、保険が請求できるにも関わらず、請求を行わないでいるもの
- ⑤ 必要な経理書類(見積書・請求書・領収書等)を用意できないもの
- ⑥ 貸出物件やリース機器等の商品と同意義の貸出用の施設・設備の復旧に係る経費
(ただし、店子や使用者の事業継続に必要不可欠な場合は補助対象)
- ⑦ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ⑧ 自社内部やフランチャイズ本部との取引によるもの、またはフランチャイズ加盟料
- ⑨ 電話代、インターネット料金等の通信費(クラウドサービス利用料に含まれる付帯経費は除く)
- ⑩ 商品券等の販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ⑪ 金券
- ⑫ 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑬ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ⑭ 不動産の購入費、株式の購入費
- ⑮ **車両に関する経費**
- ⑯ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ⑰ 収入印紙
- ⑱ 振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料
- ⑲ 公租公課(消費税など)、官公署に支払う手数料
- ⑳ 各種保険料

主な補助対象外経費

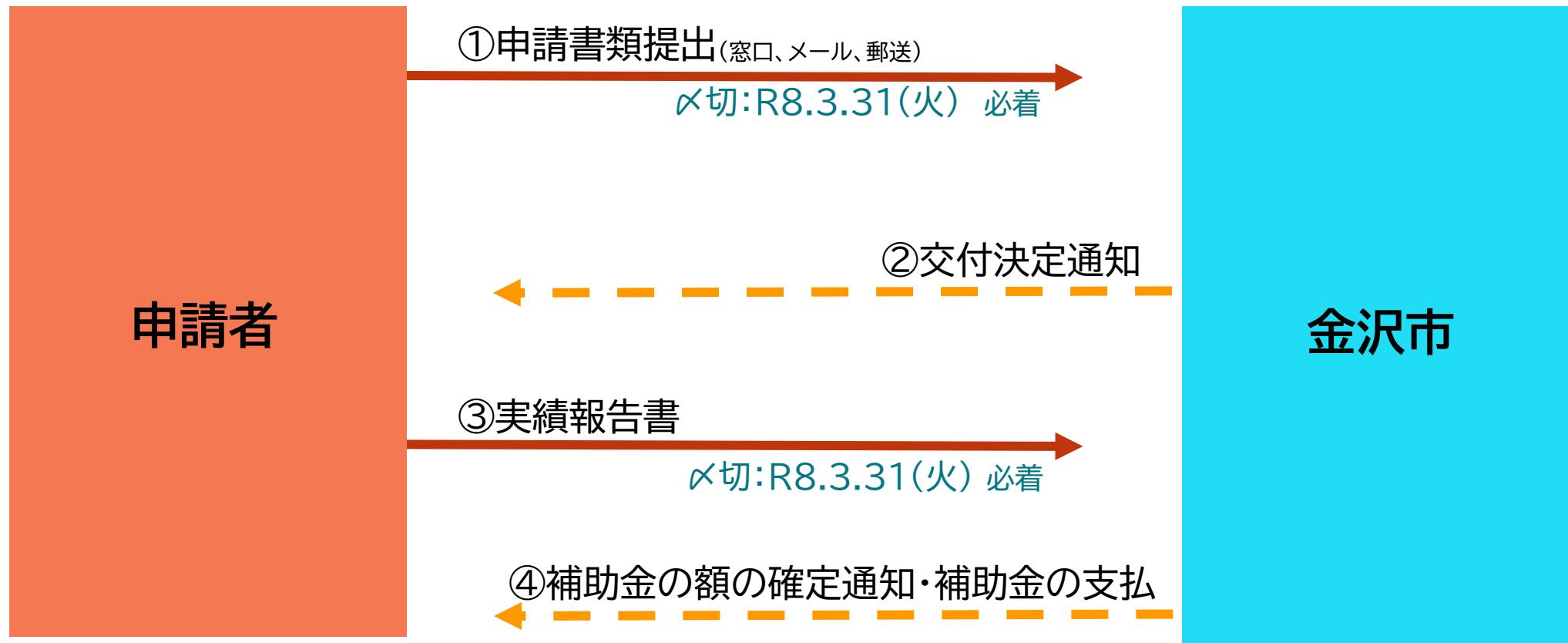
- ②① 家電等の保証料、ホームページ等の保守費用
- ②② 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ②③ 事業計画書・申請書・報告書等の商工会議所に提出する書類作成・提出に係る費用
- ②④ **汎用性があり、目的外使用になり得るもの**の購入費
(例えは、パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、文房具などの事務用品等の消耗品代など)
- ②⑤ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
※中古品の購入は、金額に関わらず、形式および年式が記載された中古品小売業者(個人からの購入や(インターネット)オークションによる購入は不可)から見積を取得している場合のみ対象とします。
- ②⑥ 事業に係る自社の人事費、旅費
- ②⑦ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(自社と資本関係のある会社、役員等(これに準ずる者を含む)又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社など)との取引に要する経費
- ②⑧ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※事業内容を勘案して、補助事業実施に不可欠な経費は対象とすることがあります。

申請受付期間

令和7年9月18日(木)～令和8年3月31日(火) 必着

手続の方法



共通書類

法人	個人事業主
申請書類一式(以下の書類、様式あり) 交付申請書、被害状況報告書、補助申請額計算書	申請書類一式(以下の書類、様式あり) 交付申請書、被害状況報告書、補助申請額計算書
経費明細	経費明細
役員等名簿	役員等名簿(事業主のみ記載)
履歴事項全部証明書 (申請日以前3か月以内に発行されたもの)	開業届出書(収受日付印があるもの)
市税滞納有無調査承諾書(様式あり)	市税滞納有無調査承諾書(様式あり)
被災したことを証明する書類 被災証明、り災証明 など	被災したことを証明する書類 被災証明、り災証明 など
誓約書(署名または記名押印)	誓約書(署名または記名押印)
同意書(署名または記名押印) ※施設・設備の修繕及び設備購入の申請者のみ	同意書(署名または記名押印) ※施設・設備の修繕及び設備購入の申請者のみ

施設の修繕、設備の修理または入替

提出書類	提出	
市が発行する名寄帳兼課税台帳等 または 固定資産台帳・償却資産台帳等 ※これらに計上していない場合は、 申請者の所有物であること及び事業用に用いていたことが証明 できる書類(売買契約書や確定申告書など)を提出してください。	必須	
被害状況が分かる写真(カラー)	必須	被害状況報告書に添付
見積書など経費の内訳が分かるもの	必須	様式は任意です。番号を振り、様式内のリストと一致させてください。
申請施設に係る保険金・受領金額証明	任意	保険金ありの場合に提出ください。

消毒・清掃に係るもの

提出書類	提出	
被害状況が分かる写真(カラー)	必須	被害状況報告書に添付
見積書など経費の内訳が分かるもの	必須	様式は任意です。番号を振り、様式内のリストと一致させてください。

交付決定

- ・ 交付申請書に基づき、必要な書類の具備、対象施設の経費とその根拠が正しいことなどを確認し、補助金の交付が決定されます。
- ・ 決定までには時間をお時間を要しますので、ご注意ください。
- ・ 本補助金は対象経費の支払いが確認できた後の支払になります。

実績報告

該当の施設・設備の修繕や購入、消毒・清掃等の**実施が完了した日から15日以内に**、

以下の書類を提出してください。

ただし、**申請時に既に事業が完了**している場合は、申請時に以下の書類も提出してください。

提出書類	備考
実績報告書一式(様式あり) 実績報告書、経費配分、収支決算書、実施内容説明書	
請求書・領収書(写し)、口座引き落としの場合は通帳写し	番号を振り、 様式内のリストと一致させてください。
事業完了後の写真	実施内容説明書に添付してください。
金沢市あて請求書(様式あり)	補助金の請求額を記載してください。

実績報告の内容に不備がない場合は、確定通知書を郵送し、交付手続きに入ります。

- ・他の補助金と併用できません。ただし、消毒・清掃にかかる経費については併用可能です。
- ・同一法人が、本補助金に複数事業で交付申請を行うことはできません。
- ・本事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本事業の交付決定を取り消すとともに、既に交付されている補助金の返還を指示します。
- ・適用企業名、事業名は金沢市及び関係ホームページで公表することがあります。
- ・事業終了後5年間は、補助事業により取得した設備等の財産等を保管しなければなりません。
また、経費に関する帳簿や支出の根拠となる資料も同様に5年間保管しなければなりません。
- ・事業終了後、補助事業の内容について訪問及び調査をすることがありますのでご協力お願いします。

お申し込み・お問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 経済局 商工労働課

Tel : 076-220-2205

E-mail : syoukou@city.kanazawa.lg.jp